政令第二百十二号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 地方税法等の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第四号) の 一 部の施行に伴い、 並びに同法

附則及び地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号) の一部を次のように改正する。

第七条の三の五を削る。

第八条の 五中 除 <u>`</u> __ の下に「又は第百四十四条の三第一 項 (同法第百四十四条の四第一 項の規定が

適用される場合を除く。)」を加える。

第八条の二十中「第五十三条第十二項」を「第五十三条第十二項第一号」に改め、 同条に次の二項を加え

る。

3 法第五十三条第十二項第二号に規定する政令で定める額は、 租税特別措置法第六十二条第一 項、 第六十

条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一 項 \bigcirc 規定に より加算された金額とする。

4 法第五十三条第十二項第三号に規定する政令で定める額は、 租税特別措置法第六十二条第一項、 第六十

二条の三第一 項若 しくは 第八項又は第六十三条第一 項 0 規定により加算され た金額とする。

還付 第 法人税額」を 八条の二十一 中 「規定する内国法人の控除対象還付法人税額、 「うち同条第 十 二 項」 を 「うち法第五十三条第十二項第一 同項第二号に規定する外国法人の 号」に、 規定する控除 恒久的施 対 象

設帰 属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係 る

控除 対象還付法人税額」 に、 「被合併法 人等 *(*) 同条第十二項」 を 「被合併法 人等の同 条第十二項第 号」に

属 所得に係 「当該控 る控 除 対象還付 除 対 象 還 法 付 人税額」 法 人 税 を 額又は当該 「当該 内 外国 玉 法 法 人 人 \mathcal{O} \mathcal{O} 控 恒 除 久 対 7象還付: 的 施 設 非帰 法 人税 属 所得 額 当該 に係る る 外 控除 国法 人 対 象還 \mathcal{O} 恒 久 付 的 法 施 人 税 設 帰 額

に、 同 条第十二 項 \bigcirc を 同 項各号の」 に、 同 項 \bigcirc 法人」 を 「同項各号の法人」 に、 基因 して同条

第十三項」を「基因して法第五十三条第十三項」に改める。

第九条の三第二号中 (同法第百四十五条において準用する場合を含む。) 」 を「又は第百四十四条の六

第一項」に改める。

に規定する控除対象外国 第 九 条 \mathcal{O} 七 第 項 中 「規定する控除 [法人税 の額」 を加い 対象外 え、 国法 同条第二 人 税 \mathcal{O} |項中 額 の 下 に 「控除限度額を加算した金額」 若 しくは 同 法第 百 四 一十四条 の 下 に の 二 若 第 しく 項

三条 定す は 内 <u>の</u> を除 十七 法第 条 法 は 人 人 同 外 玉 人をいう。 0) (以下この条において 十五 法第一 第 条第四 法 を る国 玉 の下に 百四十四 法 人三年 内 外 項第三号 及 百 人 所得 を び 国法人又は外国法人の」に改め、 若 項 匹 「又は外国法人」 第百 一十四条 E 以下この条において同じ」に改め、 前 条の二第一項に規定する控除 Š 事 金額」 に 規 定す 改 業年度等 は 兀 口 の二第 め、 に + · 規 を を る 匹 加 同 定する 玉 条 「内国法人」という」を 「規定する 開 の 二 条第 え、 税 項に を加え、 始 \mathcal{O} 日 控 + 外 同 ^る調整| 条 に改 匹 国 除 規定する控 を 法 第 項 余 中 同条第十三項中 裕 め、 法 人 八 項 玉 をいう。 額 内 同 外 人三年 中 限 (同 (度額) 除 所得金額」 玉 同項第二号及び同条第九項から第十二項までの規定中 条第三項 法 令第 限 内 度 前事 同条第六項中 玉 人 以下こ 「内国法人 法 百 を加え、 額 0 業 九 中 人 「内国法人の」 年度等品 十八 下 0) が に、 を加え、 「法 条に 12 適 同 条第三 格 \mathcal{O} 又 (法第二十三条第一項第三号イに規定する内 1条第七 合併」 開 施 お 国 「規定する控除限度額」 いて同じ は 始 行 「及び第八十一 項 外 日 外国 地 を 項中 12 所得 $\widehat{\mathcal{O}}$ を に、 法 、 主 た 規 「内国法人又は外国 内内 金額」 人 定 「若しくは」 玉 に る 「 内 国 を加 が適 より 事 法 条の という。 人 務 法 格 又 な え 所 十五 合併」 人を」 は V 又は の 下 に 同 外 の 下 に t 事 項 \mathcal{O} 玉 を 法 に、 とみ 業 を 第 法 人の」 を 一号 所 人 内内 同同 「若しく **なされ** を 内内 **(**法 令第 有 第 イ 玉 内 内内 に、 中 第二十 法 す 八十 玉 人又 玉 法 た 百 は る 玉 「 規 額 法 法 同 国 法 人 九

別国 課す 第 額を 十八 人の 法 兀 玉 人 百 外 項 外 に 控除す 項中 第 調 る 兀 所 所 整 + 得 あ Ł 得 뭉 匹 金 玉 \mathcal{O} つ 金額」 る事 額」 に に 7 条 控除する事 外 の三 限 は、 所 お 業年 に 得 る。 1 を 第 改め、 法 て 金 度 以 下 額」 人 外 内内 項 若 業年 税 とい خ を加え、 法 同 玉 玉 · 条第· 度 法 0 第 しく 法 う。 項 人の 百 人 に 兀 は の 下 に + \mathcal{O} 調 第 五 調 お + 同 条第十-百 整 整 若しくは 1 項及び第十 て 同 条 第 玉 兀 若 玉 十 外 外 r. 九項 所 兀 L 所 号 イ くは 得 同 条 得 金額若 中 六 令第 \mathcal{O} 金 _ 六第 (項中 に掲 同 額」 一若 を 法第百四十四条の二の規定により 百 とい 加 げ 九 しくは外 しくは第七 「内国 項」 十四四 え、 る う。 玉 に [法人] 同 条第三 内 _ 国 改 条 源 第二 め、 法 泉 + 所得 应 に、 一項に 人の の下に +条第一 調 規 に 兀 当該 整 項 定す 対 個 「又は外国 項」 第 す 別 玉 ,る調: る法 法 外 玉 号 中 を 所得 人 外 税 人 所 整 税 割 同 法 玉 金 得 国 額 人 第七 条の 額」 金 外所得 額 又は 外 を 額 を加 十 外国 課 所 \mathcal{O} 金 個 得 下 兀 を 税 条第 え、 額 别 金 12 標 \mathcal{O} 調 法 額 準 個 整 同 人 別 又 (外国 項、 玉 税 条 は 調 外 第 整 個 7 \mathcal{O}

第 九 条 \mathcal{O} 九 の 三 第 項 第 号 中 「第七十四 条第 項 \mathcal{O} 下に 乊又 八は第一 百 匹 十 应 条 の六第 項 を加える。 所得

金額」

に

改

8

第十条 の二を 削 り、 第 + 条を第十条の二とし、 第二章 第二 一節 中 同 条 \mathcal{O} 前 に 次 0) 条を加える。

(恒久的施設の範囲)

第十条 法第七十二条第五 号イに規定する政令で定める場所は、 次に掲げる場所とする。

支店、 出張 所その 他の事業所若しくは事 務所、 工場又は倉庫 (倉庫業者がその事 ,業 の用に供するもの

に限る。

鉱山、 採石場その他の天然資源を採取する場所

その他事業を行う一 定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

三

2 次に掲 げる場 源所は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 場 所に含まれ な ζ) ŧ のとする。

外国 法 人 (法第七十二条第五号イ に規定す る外国法人を いう。 以下この節にお 7 て同じ。 がその資

産を購入する業務 のためにの み使用する一 定 \mathcal{O} 場 所

外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

三 外国法人が広告、 宣伝、 情報の提供、 市場調 查、 基礎 的研 究その他その事業の遂行にとつて補助的な

機 能を有する事業上 \mathcal{O} 活動 を行うためにの み使用す る 一 定 の場 所

3 法第七十二条第五号 ハ に規定する政令で定め る者 は、 次の 各号に掲げる者 (その者が、 その事 業 に係る

業務を、 当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、 か つ、 通 常 の方法により行う場合に お ける当

該者を除く。)とする。

外国 法 人の ために、 その事業に 関し契約 (その外国法 人が資産を購入するため の契約を除く。 以下こ

 \mathcal{O} り項にお いて同じ。) を締結する権限を有し、 かつ、これを継続的に又は反復して行使する者 (その外

国法· 人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づき

その外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。)

外国法 人の ために、 顧客 \mathcal{O} 通 常の要求に応ずる程度の数量 0 資産を保管し、 か つ、 当該資産を顧 客 \bar{O}

要求に応じて引き渡す者

三 専ら又は主として一の外国法人 (その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊 0 関係 のあ

る者を含む。)のために、 継続的に又は反復して、 その事業に関し契約を締結するための注文 の取得、

協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

第二十条の二の二第二項中 「第二十条の二の十三第二項」を 「第二十条の二の十五第二項」 に改める。

第二十条の二の七及び第二十条の二の八を次のように改める。

(法第七十二条の十六第二項の支払う負債の利子に準ずるもの)

る。

当該事業年度において支払う手形の割引料、 法人税法施行令第百三十六条の二第一項に規定する満た

ない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るも \mathcal{O}

人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において法第七十二条の十九

に規定する内

国法

法

人(以下この 節 に お **(**) て 「内国法 人」という。 0) 同号に規定する本店等から当該 内 玉 法 人 0 同 号 に 規

定する国 外 事 業 所等 に 対して当該 事業年 ・度にお ζ, て支払う利子 (手形 0 割 引料、 法 人 税 法施 行 令第 百

十六条 の二第一 項に規定す る満たな い部分の金額その 他経済的 な性質が 利子に準ずるも のを含む。 以 下

この号及び次条第二号において同じ。) に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの又は 法 人

税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法 人の

同号に規定する本店等に対して当該事業年度にお いて支払う利子に該当することとなるもので当 ¬該事業

年度に係るもの

(法第七十二条の十六第三項の支払を受ける利子に準ずるもの)

第二十条の二の八 法第七十二条の十六第三項に規定する政令で定めるも のは、 次の各号に掲げるものとす

る。

当該事業年度において支払を受ける手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業

年度に係るもの

法 人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する国外事業所

等から当該 为 国 法 人の 同号に規定する本店等が当該事業年度に お いて支払を受ける利子に該当すること

となる もので当該 事業年度に係るも 0) 又は 同 法第百三十八条第 項 第 一 号に規定する内 部 取 引 に お 1 7

利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの

外国法

人の

同号に規定する本店等から当該

外国法

人の恒久的

施設が当該事

業年度において支払を受ける

第二十条の二の十中「いう」の下に「。 次条及び第二十条の二の十二において同じ」を加える。

第二十条の二の二十三第一項中 「第七条の三の五」を 「第二十条の二の十八」に、 「第二十条の二の十七

第三項」を 「第二十条の二の十九第三項」 に 改 め、 同条第三項中 国 内 の事 務所又 は 事業 所 を 恒恒 久 的 施

設 に改め、 同条第四項中 「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」 に改め、 事 務

所又は事業所」の下に「及び恒久的施設」を加え、 同条第五項中 「第二十条の二の二十三第二項」を

十条の二の二十五第二項」に改め、 同条を第二十条の二の二十五とする。

第二十条の二の二十二第一項中「法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所(次条第三項にお

いて 「国内の事務所又は事業所」という。)」を「恒久的施設」に改め、同条第二項中「第二十条の二の十

七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に改め、 「事務所又は事業所」の下に「及び恒久的施設」 を加

え、同条を第二十条の二の二十四とする。

第二十条の二の二十一第三項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」 に改め、

同条を第二十条の二の二十三とする。

第二十条の二の二十を第二十条の二の二十二とし、第二十条の二の十九を第二十条の二の二十一とし、第

二十条の二の十八を第二十条の二の二十とする。

第二十条の二の十七第一項中 「第二十条の二の十四」を「第二十条の二の十六第一項」に、 「第二十条の

二の二十一第二項」を「第二十条の二の二十三第二項」に、 「第二十条の二の二十三」を「第二十条の二の

二十五」に改め、同条を第二十条の二の十九とする。

の条 にお 施 相当するも 項に規定する租税条約をい 行 第二十条 において同じ。 いて同じ。)を締結している条約相手国等 地外に のとし、 有する第七条 の二の十六中 その他)については当該 の三の 同 \mathcal{O} 国又 い 条 五. の内国法人 は 恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限る。以下この条 に規定する場所とする」を 地 域に 租税条約 つい (第二十条の二の二十三にお の条約は ては当該国又は地域にある恒久的施設に相当するものとする (租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。 相手国等内にある当該 「我が 国が租税 いて「内国法人」という。 条約 租税条約に定める恒久的 法 人税法第百三十 施設に 九 が 以下こ 条 法 第 \mathcal{O}

条 中 第二十条 「第七十二条の十八ただし書」を「第七十二条の十八第二項」に、 の二の十五 の見出し中 「第七十二条の十八ただし書」を「第七十二条の十八第二項」に改め、 「本項」を「この項」に改め、 同条 同

を第二十条の二の十七とする。

に

改

め、

同

条を第二十条の二の十八とする。

事業所を有する法人で、 当 第二十条 該内国法人」 の二の十四 に改め、 の見出し中 を削 同条に次の一 り、 内 税を課されたも 国法人」 項を加 える。 。 を「法人」 \mathcal{O} を に改め、 「税を課された内国法人」に、 同条中 法 の施行地に主たる事務所又は 「当該法 を

2 各事 、業年度にお いて外国 の法令により法 人税に相当する税を課された外国法人に係る各事業 年度 0) 単 车

度 損 益 \mathcal{O} 計算に つい 7 は、 当該 外国の 法令により課され た外国 0 法 人税に 相当する税の 額 のうち、 当 該 外

玉 法人の法人税法第百 四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、

損金

第二十条の二の十四を第二十条の二の十六とする。

0)

額に算入する。

第二十条の二の十三第一 項 中 「第七十二条の十八」 を 「第七十二条の十八第一項第一号」に、 「以外の法

二条の十八 を 「以外 第一項第二号」に、 0 内国 [法人] に、 同 同 条 条 を「同号」 を 同 に改 に改 め、 め、 同 同条に次の一 条第二 項 中 項を加える。 「第七十二条の十八」 を 「第七

+

3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定によつて外国法 人の各事業年度の単年度損益を算定する場合に

お いて、 同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第百四十二条第二項の規定により準ずるこ

に ととされる同法第三十七条第 よる寄 附 金 0 損 金 \sim 0 算入 限 度額 項及び第四 は、 当該 項 事 並びに法 ,業 年 度に 人税法施行令第七十三条及び第七十七条 係 る法 人税の課 税標準であ る所得の計算上これら が 二 の 規定

の規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

第二十条の二の十三を第二十条の二の十五とする。

第一 用す にお 第七十二条 「当該内国法人」 第四 第二十条 る場合を含む。 いて同じ。) 号の規定によつて連結申告法人(法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節 十 の十八第一項第二号」に改め、 条の十二第四 の二の十二第一 に改め、 以外の内国法人」に改め、 に お 項、 項 中 1 「同法第百四十四条 、 て 準 第四 用す 第七十二条の十八本 十一条の十二の二第七 んる場 合並 (法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。 びにし (次項に規定する場合を除く。)」 (租税特別措置法第九条の六第六項、 を削 文の規定によつて法人」 項及び第四十二条第二 ij 同 条第二 一項中 「第七十二条の 項の を「第七十二条の十 を削り、 規 定に 第四十一 ょ + ŋ 「当該法人」 読 条 八 本文」 4 \mathcal{O} -八第 替えて適 九 第四 を を 以 項 項

3 興特 お か 5 ** \ 法第七十二条の十八第一項第三号の規定によつて外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合に 別 0 て、 復 所得税額 興 当該外国法 \mathcal{O} ため の全部又は一部につき、 \mathcal{O} 施 人が当該事業年度におい 策を実 施 するため 法人税法第 に 必 夏な財産 て所得税法 百 源 四十四条 0 確 0 保 規定により課され に 関する特別 (租税特別措置法第 措 置法 た所得税額及び東 \mathcal{O} 四 規定に 干 条の より 課 九 日 第四 いされ 本大震災 項、 た復

下この節において同じ。)」

を削り、

同条に次の一項を加える。

第四十一条の十二第四項、 第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適

用する場合を含む。) に おいて準用する法人税法第六十八条第一項 (租税特別措置法第四十一条 \mathcal{O} 九第四

項、 第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。)の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、 当該

第二十条の二の十二を第二十条の二の十四とする。 所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

第二十条の二の十一中「第七十二条の十八本文」を 「第七十二条の十八第一項」に、 「第七十二条の二十

三第三項」 を「第七十二条の二十三第四項」に改め、 同条を第二十条の二の十三とする。

第二十条の二の十の次に次の二条を加える。

(法第七十二条の十七第二項の賃借権等の対価として支払う金額に準ずるもの)

第二十条の二の十一 法第七十二条の十七第二項に規定する賃借権等の対価として支払う金額に準ずるもの

として政令で定めるも のは、 法人税法第六十九条第四項第一 号に規定する内部取 公引にお , , 、 て 内 国法 人の同

号に規定する本店等から当該内国法人の同号に規定する国外事業所等に対して賃借権等の対価として当該

事 第 一項第 業年度にお 一号に いて支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るも 規定する内部取引に . お ζ) て外国 法 人の 恒久的 施設から当該 外国法 人の 0 又は同法第百三十八条 同号に規定する本 店

等に対して賃借権等の対価として当該事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業

年度に係るものとする。

法第七十二条の十七第三項 の賃借権等の対価として支払を受ける金額に準ずるもの)

第二十条の二の十二 法第七十二条の十七第三項に規定する賃借 権 等の 対価として支払を受ける金 一額に準ず

るものとして政令で定め るも のは、 法人税 法第六十 九 条第四 |項第一 号に規定する内 部 取 引 に お 1 7 内 国 法

人 0 同号に規定する国 外事 業所等から当該内国法人の 同号に規定する本店等が賃借 権等 0 対価とし て当 該

事 業年度において支払を受ける金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るもの又は 同 法 第 T 百三

十八条第一項第一号に規定する内部取引にお いて外国法人の同号に規定する本店等から当該 外国 法 人の恒

久的 施 設 が · 賃借: 権等 \mathcal{O} 対 価として当該事業年度にお いて支払を受ける金額に該当することとなる金額で当

該事業年度に係るものとする。

第二十条 の三第一 項 中 「第七十二条の二十三第一項本文」 を「第七十二条の二十三第一項第一号及び第三

同 法施行令第百十二条第一項の項中「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」に改め、 二条の二十三第三項」を 号」に改め、 本文」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に改め、 条第三項中 同 「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」 項の表法 人税法第五十七条第二項の項及び法人税法施行令第百十二条第一項の項中 「第七十二条の二十三第四項」 に改め、 同項の表法人税法第五十七条第一項の項及び法人税 同条第二項中 に改め、 「第七十二条 同条第四項中 の二十三第 「第七 「第七 一項 十

項」 百 百四十二条第二項」に改め、 四 十五条におい に改める。 条第 項 中 て準用する場合を含む。)」を「又は第百四十四条の十三」 「第七十二条の二十三第一項本文」を 同条第二項中「第七十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一 「第七十二条の二十三第一項」に、 に、 「第百四十二条」 を (同 法 「 第 第

十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項」

に改める。

を削 第一 第二十一条の二第一項中 項 第 「当該法人」 号 の 規定によつて連結 を 「当該内国法人」 「第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人」を 申告法人以外の内 に改め、 国法 「同法第百四十四条 人 に改め、 (租税特別措置法第九条の六第六項 (次項に規定する場合を除く。)」 「第七十二条の二十三

規定 十二条の二十三第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に改め、 第 により 匹 干一 読 条の み替えて適 九 第四 項、 用する場合を含む。) 第四十一条の十二第四 に おい 項、 第四 て 準 一用する 十一条の十二の二第七項及び第四十二条第 る場合並びに」 を削 同条に次の一 り、 同 条 項を加 第二 項 える。 中 三項 「第七 \mathcal{O}

3 て適 第四 に + 定 額 得を算定する場合にお ょ に 及び 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定によつて外国法人の事業税 囲す 6り読 条の ょ 十一 東 ŋ 九第 る場合を含む。 条の九第四項、 み替えて適用する場合を含む。) 課 日 され 本大震災 四 項、 た復 第四 興 か いて、 特 5 第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読 十一条の十二第四 $\bar{\mathcal{O}}$ 別 \mathcal{O} 復 所 当該 規 得 興 定 税 0 队 外 国 法· \mathcal{O} 額 た 適用を受け 8 \mathcal{O} 全 0 施 人が 部 において準用する法人税法第六十八条第一項 項、 策を実 又は 当該事業年度にお ないときは、 第四十一条の十二の二第七 部 施 に するため <u>つ</u> き、 当 該 に 法 人税 必 いて所得税 要な財 外国 法 法 第 人の 百 源 の課税標準である各事業年度の所 項 兀 \mathcal{O} 法 確保 事 及び第四 + の規定により課され 应 業 税 条 に 関す \mathcal{O} **租** 課 十二条第二 る特別 税 税標準とすべ (租 特 税 別 別 措 特別措 措 項 置 た所得税 置 み替え 法 \mathcal{O} 法 き所 置 規 第 \mathcal{O} 法 定 匝 規

第二十一 条の三第一項中 「第七十二条の二十三第一項」 を 「第七十二条の二十三第一項第一号」に、 以以

得

 \mathcal{O}

算定

に

つ

1

ては、

当該

所

得

税

額

及び

復

興

特

別

所

得

税

額

を損

金

 \mathcal{O}

額

に算

入

ĺ

な

1

t

O

とする。

外の 項」 法人」 を 「第七十二条の二十三第一 を「以外の内国法人」 に、 項第二号」に、 同 項 を 「同号」 同 項」 を に改め、 同 号 同条第二項中 に改め、 同条 「第七十二条の二十三第 に 次の一 項を加 える。

3 得を算定する場合において、 十三条の二、 規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、 に係る法 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定によつて外国法人の事業税 人税 第七十四条及び第七十七条の二の 0 課 税標 が準であ! 同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第百四十二条第二項 る所得の計算上これらの 対規定に 規定により よる寄 附 金 寄附 0 損 金 金 0 の課税標準である各事業年度 ^ 損 \mathcal{O} 算入 金 ^ 0 限 度額 算入限度額とされ は、 当該 事 業 第七 た額 年度 の所 (T)

2 \bigcirc であ 第二十一条の四中 各事 を る各 「税を課された内国法人」に、 業 年度に 事 業年 度 お \mathcal{O} いて外国 「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人で、」 所得 \mathcal{O} 計 の法令により法 算については、 「当該法人」を 人税に相当する税を課された外国法人に係る事 当該外 国 「当該内国法人」に改め、 0 法令に より課された外国 を削り、 同条に次の一項を加える。 \mathcal{O} 法 人 税 「税を課されたも 業税 1Z 相当する \mathcal{O} 課 税 標準 税 0

とする。

額のうち、

当該

M 外 国 法·

人の法・

人税法第百四十一

条 第

号イに掲げる国内

源

泉所得に係る所得に対

ĺ

て課さ

れたものは、損金の額に算入する。

第二十一条の 五. 中の見出 し中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」 に改

め、 同条中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に、「本項」を「この

項」に改める。

第二十一条の六の見出し中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改

め、 同条中「第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する政令」を「第七十二条の二十三第二項に規定

る政令」に、 「法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する金額」 を「同項に規定する金額」 に 改 んめる。

第二十一条の七(見出しを含む。)中「第七十二条の二十三第二項第二号」を「第七十二条の二十三第三

項第二号」に改める。

第二十一条の八第一項中「第二十一条の四」を「第二十一条の四第一項」に改める。

第二十三条第二項中 「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」 に改める。

第三十二条の二第一項第一号中 「第六十六条の四第十七項第一号」 の 下 に \neg (同法第六十六条の四の三第

十 一 項及び第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。)」 を加える。

第三十二条の三第一項第一号中 「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に 「(同法第六十八条の百七

の二第十項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十五条の五第一項第一号中「本条」を「この条」に改め、 同条第三項第一号中「第百三十八条第三号

」を「第百三十八条第一項第五号」に改める。

第四十六条の四を削り、 第四十六条の三の二を第四十六条の四とする。

第四十八条の二中「除く。)」 の下に「又は第百四十四条の三第一項 (同法第百四十四条の四第一 項の規

定が適用される場合を除く。)」を加える。

第四十八条の十一の九中「第三百二十一条の八第十二項」を「第三百二十一条の八第十二項第一号」に改

め、同条に次の二項を加える。

3 法第三百二十一条の八第十二項第二号に規定する政令で定める額は、 第八条の二十第三項に規定する金

額とする。

4 法第三百二十一条の八第十二項第三号に規定する政令で定める額は、 第八条の二十第四項に規定する金

額とする。

第四 十八条の十一の十中 「第三百二十一条の八第十三項」と」の下に 「法第五十三条第十二項第 一号

とあ る 0) は 「法第三百二十一条の八第十二項第一号」と」 を加 える。

第四 十八条の十二第二項中 「(同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ

を 「又は第百四十四条の六第一項」に改め、 「(法人税法第七十四条第一項」の下に 「又は第百四十

四条の六第一項」を加える。

第 第四 項に + 規 八条の十三第一 定す る控 除 対 項 中 象 外国 「規定する控除対象外国法人税の額」 法 人税 \mathcal{O} 額 を加え、 同 条第二 項 中 の下に 「及び第八十一 若 しくは 条 \mathcal{O} 同法第百四 十五 を 十四条 第 八十 か 二

法人 条 の 十 (以下この条において 五 及び 第百四十 匹 条の二」 「内国法人」という」を に改め、 同条第三項中 「内国法人 法 の施 (法第二百九十二条第一項第三号イに規定す 行地 に主たる事 務 所又は事業所を有する

る内 国法人をいう。 以下この条において同じ」に改め、 同条第九項中 「内国法人が適格合併」を 「内国法人

又は 外国法人 (法第二百 九十二条第一項第三号口 に規定する外国法人をいう。 以下この条におい て 同 ις •

が 適 格合併」 に、 内 玉 法 .. 人 の _ を 内 国 法 人又は外 国法 人の」 に 改 め、 同 項 第二号及び 同 条第 + 項 か 5 第

項までの規定中 「内国法人」 の 下 に 「又は外国法人」 を加え、 同条第十四項中 「内国法人の」 を 内内 玉

事 内 る調 内 法 に 国 を 法 は 人 業 を 人又は 玉 税 ょ 外 加 玉 人 外 年 税 割 整国 え、 玉 所 法 法 1) 額 得 人を」 人 額 同 法 第七 を課 同 外国 0 \bigcirc 条 人 金 外 額」 所得 項 調 \mathcal{O} の下に 第二 0) 税 + を加 を 法 整 外 下 を 人の」 標準として を 四条第一 金額 玉 玉 内内 号 に え、 外 「内 \mathcal{O} 「(外国法人にあつては、 個 所 イ 中 法 玉 「当該」 (第二十五 得 に、 別 法 人 同 金額若 項、 税 条 調 国 人 「規定する国 当法人の 課す 第 整 又 \mathcal{O} 内 第百 を 額 は 玉 +項第一 L 加 る を 外 外 玉 九 調整 法 < も の 匹 控 項 玉 え、 所 1人三年 は + 中 得 除 法 B外所得: 号に、 に 玉 人を」 外 同 四条の三第一項若しくは第百 す 金 条第二十五 限 額」 る事 玉 控 外所得金額」 る。 おい 前 法 除 法 に 金額」を に 事 人 業 す 改 7 改 \mathcal{O} 人税法第百四十一 年 る事 業年度等 以下この 調 め、 度」 「外国 め、 整 業 項 という。 第 を 玉 年 同 同 |法人の 項に 条第十 開 外 加 度 規定する調 条第 所得 号 え、 始 中 お 日 \mathcal{O} + 六項 7 下 調 五 金 同 国 条 第 を 額 若し て に 整 項 条第二十 同 及び 整 四十四条の六第一 中 外 玉 又 法 若 じ。 _ くは同令第百 所得 一号イ 玉 は 外 第十 所得. 内 人三年 個 外 しく ·項 中 所得 別 金 玉 - に掲げ 額 七 法 調 金 は 金額」 を、 · 前 事 整 項中 額」 又 人 同 若 は 法 玉 とい 業 る国内 九 外 個 第 0 し 当 くは 項 十四四 に、 所得 別 内 下に 年度等開 百 該 う。) _ 玉 玉 兀 第 事 に改め、 条第三項に 源 + 法 金 外 又 業年 泉所得 額 人 所 七 几 国 は 得 + 始 条 に、 に 度 \mathcal{O} 外 外 兀 日 \mathcal{O} 金 文 , 所得: に 下 改 額 条 玉 当 規定 は 対 第 に 法 \Diamond \mathcal{O} る。 を 連 する 該 規 個 金 人 又 結 法 定 別 す 項 額

第四 十八条の十五の二第一項第一号中 「第七十四条第一 項 の 下 に 「又は第百四十四 条の六第一 項 を加

える。

第五 十八条中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改め、 「第十七

条から」の下に「第二十九条の八まで、第三十条の二から」を加える。

附 則第三条の二の二第一 項ただし書中 「第百四十五条第一項」を 「第百四十四条の八」 に改める。

附則第六条の二第一項中 「第二十条の二の十九第一号」を 「第二十条の二の二十一第一 号」に改 らめる。

附 則第十六条の二の十一 第二項の 表、 第十六条の三第六項の表、 第十七条第四項 \mathcal{O} 表、 第十 七 条の三 第八

項の 表、 第十八条第十項の表、 第十八条の五第二十二項第五号及び第二十四項第五号、 第十八条の六第三十

項第五号、 第十八条の七第六項の表並びに第十八条の七の二第十五項第五号中 「第四十六条の三の二第二

項」 を「第四十六条の四第二項」に改める。

附 則第二十九条中 (同法第百四十五条において準用する場合を含む。) 」 を「又は第百四十四条の十三

に 改 いめる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号)第二条の規定による改正後の地方税

法 (以下「新法」という。) 第五十三条第十二項の規定の適用については、 外国法 人 (新法第二十三条第

項第三号 口 に規定する外国法 人をい 、 う。 次項に お **\ て同じ。 0 地 方税法等の 部を改正する法律 伞

成二十六年法律第四号) 第二条 Ď 規定による改正 前 \mathcal{O} 地 方 税法 (以 下 旧 法 という。 第五· 十三条第 +

項に規定す る控除対象還付 法 人税 額 は、 新 法第五十三条第十二 項第二号に規定す んる外国 法 人 0 恒 久的 施

設帰 属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰 属所得 に係

る控除対象還付法人税額とみなす。

2 新法第五十三条第十三 項の規定の 適用 につい ては、 外国法 人の 旧法第五十三条第十三項に規定する控除

未 · 済還: 付 法 人 税額 は、 新法第 五 十三条第十三項に規定する控除 未 **沿海還付** 法 人税額 で あっ 7 法 人 税 法第 百 四

+ 四条の十三 (第一項第一 号に係る部分に限る。 の規定によって還付を受けたも 0 又は新法第五 十三条

第十三項に規定する控除未済還付 法 人税額 であって法人税法第百 四十四四 条の十三 (第一項第二号に係 る部

分に限る。)の規定によって還付を受けたものとみなす。

(市町村民税に関する経過措置)

第三条 新法第三百二十一 条の八第十二項の規定の適用については、外国法人(新法第二百九十二条第一項

第三号ロに規定する外国法人をいう。 次項において同じ。) の旧法第三百二十一条の八第十二項に規定 す

る控除 対象還 付法 人税額 は、 新法第三百二十一 条の八第十二項第二号に規定する外国法 人の 恒 久 的 施 設 帰

属 所得 12 係 る控除 対象 還 付法 人税 額又は同項第三号に規定する外 国法 人の 恒 久的: 施 設 非帰 属 所得 に 係 る控

除対象還付法人税額とみなす。

2 新法第三百二十一条の八第十三項の規定の適用については、 外国法人の旧法第三百二十一条の八第十三

項に規定する控除未済還付法人税額は、 新法第三百二十一条の八第十三項に規定する控除未済還付法 人税

額 であって法人税法第百四十四 条の十三(第一 項第一号に係る部分に限る。 の規定によって 還付を受け

たもの 又 は 新法 第三百二十一条 の八第十三項に 規 定 する控除 未 済 還 付付 法 人税 額で あ って 法 人税法第百四十

兀 条 の十三 (第 一 項第二号に係る部分に限る。 の規定によって還付を受けたものとみなす。

(地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第百七十三号)の一部を次のように改正

する。

附則第十八条の六第三十一項に六号を加える改正規定(同項第十一号に係る部分に限る。)中「第四十

六条の三の二第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

理由

除限度額等の細目を定めるほか、 所要の規定の整備を行う必要があるからである。

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、

外国法人の法人住民税について外国税額控除の控